

条 例 議 案 の 概 要

—平成24年11月臨時会—

目 次

議案第 104号 盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について 1

議案第 104号

盛岡市職員給与支給条例等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

県の例に準じ、一般職の職員、常勤の特別職の職員、市議会議員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のように改定する。

ア 再任用職員以外

区分	現行	改定（平成24年度）	改定（平成25年度以降）
6月期	1.225	1.225	1.20
12月期	1.375	1.325	1.35
合計	2.60	2.55	2.55

イ 再任用職員

区分	現行	改定（平成24年度）	改定（平成25年度以降）
6月期	0.65	0.65	0.625
12月期	0.80	0.75	0.775
合計	1.45	1.40	1.40

(2) 盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のように改定する。

区分	現行	改定（平成24年度）	改定（平成25年度以降）
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

(3) 盛岡市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部改正

期末手当の支給割合を次のように改定する。

区分	現行	改定（平成24年度）	改定（平成25年度以降）
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

- (4) 盛岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年条例第63号）の一部改正
期末手当の支給割合を次のように改定する。

区分	現行	改定（平成24年度）	改定（平成25年度以降）
6月期	1.40	1.40	1.375
12月期	1.55	1.50	1.525
合計	2.95	2.90	2.90

3 施行期日

平成24年12月1日（平成25年度以降分については、平成25年4月1日）